

前 障

令和 2 年 4 月 2 3 日

居宅介護等事業所 管理者 様

前橋市長 山 本 龍

(公印省略)

前橋市指定障害福祉サービス事業等運営要領第 4 条に基づく職員状況報告書の提出について

日頃から、本市の障害福祉行政の推進に格別な御理解、御協力を賜り、深く感謝申し上げます。さて標記について、「毎年 5 月 1 日現在の職員状況について、6 月 1 日までに報告する」と規定されておりますが、昨今の新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み、下記のとおり取り扱うことといたします。ついては、変更後の期日までにご提出いただきますようお願いいたします。

(障害福祉課障害政策係)

記

- 1 提出期日 令和 2 年 7 月 1 日 (水)
- 2 基準日 令和 2 年 6 月 1 日現在
- 3 提出書類 「居宅介護等事業所職員状況報告書」(別記様式第 3 号)
「従業者の資格者証(写)」
- 4 提出方法 メール又は郵送
- 5 留意事項
 - (1)「居宅介護等事業所職員状況報告書」(別記様式第 3 号)は、新たに配置された従業者がいない場合であっても、必ずご提出ください。
 - (2)「資格者証(写)」は、R1.5.2 以降に新たに配置された従業者のみ、ご提出ください。なお、各従業者の資格要件については、定期的に見直し、基準違反等にならないようご注意ください。
- 6 参考「前橋市指定障害福祉サービス事業等運営要領」
(居宅介護等事業所の職員状況の報告)
第 4 条 指定居宅介護事業者、指定重度訪問介護事業者、指定同行援護事業者及び指定行動援護事業者は、毎年 5 月 1 日現在の事業所の職員状況について、「居宅介護等事業所職員状況報告書」(別記様式第 3 号)により、6 月 1 日までに報告するものとする。

【問い合わせ】

前橋市役所障害福祉課障害政策係

電話 0 2 7 - 2 2 0 - 5 7 1 3 (直通)

メール syougai Fukushi@city.maebashi.gunma.jp